



栃木県公報

平成29年
9月19日(火)
第2920号

目次

告 示

- 共同施行等の土地改良事業施行の認可..... 767
- 道路の区域の変更..... 767
- 道路の供用開始..... 768

公 告

- 土地改良事業の工事完了..... 768
- 県営土地改良事業の工事完了..... 768
- 公共測量の実施..... 768
- 都市計画の構想に関する公聴会の開催..... 769

宇都宮市街地開発組合

- 第227回宇都宮市街地開発組合議会定例会の招集 770

告 示

栃木県告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の事業主体の土地改良事業計画の施行を認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

平成29年 9月19日

栃木県知事 福田 富一

事業主体名	事業名	認可年月日
上篠井共同施行体	上篠井地区土地改良（区画整理）事業共同施行	平成29年9月7日

(農地整備課)

栃木県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年9月19日から同年10月18日まで一般の縦覧に供する。

平成29年 9月19日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 親園南金丸線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
170	前	大田原市親園字前原617-1から 大田原市親園字前原618まで	5.5～6.0	47.4	

後	大田原市親園字前原617-1から 大田原市親園字前原618まで	6.0～6.0	47.4	
---	------------------------------------	---------	------	--

栃木県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年9月19日から同年10月18日まで一般の縦覧に供する。

平成29年9月19日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
203	主要地方道 那須西郷線	那須郡那須町大字高久丙字玉取平1148-839から 那須郡那須町大字高久丙字玉取平1148-53まで	平成29年9月19日
238	主要地方道 伊王野白河線	那須郡那須町大字蓑沢1352から 那須郡那須町大字蓑沢1352まで	平成29年9月19日

(道路保全課)

公 告

○土地改良事業の工事完了

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業について工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成29年9月19日

栃木県知事 福田 富一

事業主体名	事業名	完了年月日
古川地区土地改良共同施行	古川地区土地改良（区画整理）事業	平成29年3月31日

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成29年9月19日

栃木県知事 福田 富一

事業名	完了年月日
県営大桑地区土地改良（区画整理）事業	平成29年2月7日

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年9月19日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザー測量）

- 2 作業地域
日光市男鹿川上流区域、大事沢～稲荷川流域区域
- 3 作業期間
平成29年 7 月11日から平成30年 3 月31日まで

(監理課)

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、宇都宮都市計画道路3・4・8号六美吾妻線の変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、栃木県栃木土木事務所及び壬生町建設部都市計画課において平成29年 9 月19日から同年10月 3 日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

平成29年 9 月19日

栃木県知事 福 田 富 一

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時
平成29年10月18日（水）午後7時から
- (2) 場所
壬生町落合3丁目5番3号
壬生町立生涯学習館講堂

2 都市計画の構想

種別	名称		位置			区 域	構 造			
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員
幹線	3・4・8	六美吾妻線	壬生町大字壬生丁字六美	壬生町大字壬生乙字下川原	壬生町大字壬生丁字六美	約8,020m	地表式	4車線	20.0m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路3・4・1号宇都宮栃木線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所
街路	車線の数の内訳		4車線			約7,560m				
			2車線			約460m				

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2465）又は栃木県栃木土木事務所企画調査部企画調査課（電話0282-23-3593）に問い合わせること。

(都市計画課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条の規定により、第227回宇都宮市街地開発組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年9月19日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福 田 富 一

- 日 時 平成29年9月28日（木）午後3時
- 場 所 宇都宮市昭和1丁目1番38号
栃木県公館 中会議室